

第 1 7 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | | |
|---|---|---|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 川崎信用金庫 |
| 2. 発行総額 | 金 1 0 0 億円 | 株式会社三井住友銀行 |
| 3. 発行の目的 | 平成 1 9 年度一般会計資金及び下
水道事業会計資金 | ゴールドマン・サックス証券株式会社
岡三証券株式会社 |
| 4. 発行日 | 平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日 | モルガン・スタンレー証券株式会社 |
| 5. 各公債の金額 | 1 万円
本公債については、社債等の振替に関
する法律（平成 1 3 年法律第 7 5 号）
の規定の適用を受けるものとする。 | 東洋証券株式会社
クレディ・スイス証券株式会社
セレサ川崎農業協同組合
丸三証券株式会社 |
| 6. 利率 | 年 1 . 3 8 パーセント | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 7. 発行価額 | 額面 1 0 0 円につき金 9 9 円 9 8 銭 | 17. 応募者利回り 年 1 . 3 8 4 パーセント |
| 8. 償還金額 | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | 18. 新証券コード J P 2 1 4 1 3 0 2 7 A 6 |
| 9. 償還の方法及び期限 | | |
| (1) 本公債の元金は、平成 2 4 年 9 月 2 0 日にその全額
を償還する。 | | 以 上 |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前
日にこれを繰り上げる。 | | |
| (3) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。 | | |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | | |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれ
をつけ、平成 2 0 年 3 月 2 0 日を第 1 回の支払期日と
してその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 2 0 日
及び 9 月 2 0 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分
を支払う。 | | |
| (2) 発行日の翌日から平成 2 0 年 3 月 2 0 日までの期間
につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年
に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもっ
てこれを計算する。 | | |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ
の前日にこれを繰り上げる。 | | |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。 | | |
| 11. 申込期日 | 平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日 | |
| 12. 募入方法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並
びに募集取扱会社の代表者が適宜
募入額を定める。 | |
| 13. 払込期日 | 平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日 | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社三菱東京 U F J 銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
野村證券株式会社
日興シティグループ証券株式会社
株式会社みずほ銀行
大和証券エスエムビーシー株式会社
新光証券株式会社
みずほインベスターズ証券株式会社
株式会社三菱東京 U F J 銀行
三菱 U F J 証券株式会社
みずほ証券株式会社 | |